

外国税額控除

第一表 ③4～③5

控除の概要

平成18年中に納付した外国所得税がある場合などの控除

申告書の書き方

第一表 ③4～③5欄の「外国税額控除」の文字を○で囲み、「外国税額控除に関する明細書」(→p.5)で計算した金額を転記します。
※ 災害減免額もある方は、合計額を記入します。

再差引所得税額

第一表 ③6

③6欄の金額から、③4～③5欄の金額を差し引いた金額(赤字の場合は「0」)を、③6欄に記入します。

外国税額控除を受ける方で、外国所得税の納付が国外所得の発生した年の翌年となる場合は、書き方が異なります。詳しくは、税務署におたずねください。

定率減税額

第一表 ③7

概要

③6欄の金額の10%相当額と12万5千円のいずれか少ない方の金額が減税

計算欄

再差引所得税額	(第一表③6欄の金額)	円	A
$A \times 0.1$	(赤字のときは0円)	円	B
③と12万5千円のいずれか少ない方の金額		円	C

申告書の書き方

第一表 計算欄Cの金額を③7欄に転記します。
※ 年末調整を受けた給与所得のある方も、「給与所得の源泉徴収票」の「(摘要)」欄に記載されている「年調定率控除額」ではなく、計算欄Cの金額を転記します。

源泉徴収税額

第一表 ③8

概要

給与などの支払者において、あらかじめ差し引かれた所得税額

※ 源泉分離課税や確定申告をしないことを選択した所得に係る源泉徴収税額の控除はできません。

申告書の書き方

第一表 源泉徴収税額の合計額を③8欄に記入します。

第二表 「所得の内訳(源泉徴収税額)」欄に該当事項を記入します。

※ 同じ種類の所得が数多くあるため「所得の内訳書」を添付する方は、所得の種類ごとに源泉徴収税額の合計額を記入します。

※ 退職所得や株式等の譲渡所得等を併せて申告する場合は、それらの所得に係る源泉徴収税額も記入します。

申告納税額

第一表 ③9

③6欄の金額から、③7欄、③8欄の金額を差し引き、次により③9欄を記入します。

- 差し引いた金額が黒字の場合…100円未満の端数を切り捨てた金額(黒字の金額が100円未満の場合は「0」)
- 差し引いた金額が赤字の場合…金額の頭に「△」または「-」と付けてそのままの金額

予定納税額

第一表 ④0

予定納税をした方は、その金額を④0欄に記入します。

なお、税務署から申告書用紙が送付されている方は、予定納税額が印字されています。

※ 税務署から通知を受けた予定納税について、実際に納めたかどうかにかかわらず、第1期分と第2期分の合計額を記入します。

第3期分の税額

第一表 ④1④2

③9欄の金額から④0欄の金額を差し引き、次により記入します。

- 差し引いた金額が黒字の場合…④1欄に100円未満の端数を切り捨てた金額(黒字の金額が100円未満の場合は「0」)
- 差し引いた金額が赤字の場合…④2欄にそのままの金額

step.5 ▶ その他、▶ 延納の届出、▶ 還付される税金の受取場所を記入する

各欄を次により記入します。

配偶者の合計所得金額

第一表 ④③

配偶者特別控除(→p.20)を適用する場合に、配偶者の平成18年分の合計所得金額(→p.21)を、④③欄に記入します。

専従者給与(控除)額の合計額

第一表 ④④

青色事業専従者や事業専従者がある場合に、青色申告決算書や収支内訳書から給与額又は控除額を④④欄に転記します。

青色申告特別控除額

第一表 ④⑤

青色申告決算書から青色申告特別控除額を④⑤欄に転記します。

雑所得・一時所得の源泉徴収税額の合計額

第一表 ④⑥

「源泉徴収税額」(③⑧欄の金額)に記入した税額のうち、雑所得、一時所得の金額に対する源泉徴収税額の合計額を④⑥欄に記入します。

※ 退職所得や株式等の譲渡所得等を併せて申告する場合は、それらの所得に係る源泉徴収税額も合計します。

未納付の源泉徴収税額

第一表 ④⑦

申告書第一表③⑨欄が赤字となる場合で、給与等の支払者において未払いの収入金額があり、その収入金額に対する源泉徴収額について支払者において未納付のものがあるとき、その未納付の源泉徴収税額を④⑦欄に記入します。

※ 未納付の源泉徴収税額については、納付後、「源泉徴収税額の納付届出書」を提出して、還付を受けてください。

本年分で差し引く繰越損失額

第一表 ④⑧

前年分から繰り越された損失額を平成18年分から差し引く場合に、その差し引く繰越損失額を④⑧欄に記入します。

※ 申告書第四表(損失申告用)を提出する方は、この欄は記入しません。

※ 株式等の譲渡所得等及び先物取引の雑所得等から差し引く繰越損失額は、この繰越損失額には含めません。

平均課税対象金額／変動・臨時所得金額

第一表 ④⑨⑤⑩

変動所得や臨時所得について、平均課税を選択する場合は、「変動所得・臨時所得の平均課税の計算書」で計算した内容を④⑨欄、⑤⑩欄に転記します。詳しくは、「変動所得・臨時所得の説明書」を参照してください。

延納の届出

第一表 ⑤⑪⑫

概要

第3期分の税金を延納(→p.6)する場合に記入します。

※ 「第3期分の税金」とは、確定申告により納付することとなる税金をいいます。

申告書の書き方

第一表 計算欄①の金額を⑤⑪欄に、計算欄②の金額を⑤⑫欄に転記します。

計算欄

第3期分の納める税金	(第一表①欄の金額)	00 円	A
延納届出額 A × 0.5 以下	(千円未満の端数切捨て)	,000 円	B
申告期限までに 納付する金額	A - B	00 円	C

還付される税金の受取場所

第一表 「還付される税金の受取場所」欄

還付申告の方は、第一表の「還付される税金の受取場所」を、次の記載例にしたがって書いてください。

※ 還付金の受け取りには口座振込が便利です。ぜひご利用ください。

※ 預貯金口座の口座名義は、申告者ご本人の氏名のみのお口座をご利用ください。以下の場合は振込みできないことがあります。

- 預貯金口座の名義に、店名、事務所名などの名称(屋号)が含まれる場合
- 預貯金口座の名義が、旧姓のみである場合

※ インターネット上のみ存在する銀行については、特定の銀行を除いて、還付金の振込みはできません。振込みの可否については、取引している銀行にお問い合わせください。

第一表

● 銀行等の口座に振込み希望

〈預金種類〉

該当する預貯金種類に○印を付けます。(総合口座の場合は普通に○印を付ける)

〈口座番号 記号番号欄〉

口座番号のみを、左詰めで記入します。

● 郵便貯金の口座に振込み希望

〈口座番号 記号番号欄〉

郵便貯金総合通帳「ばるる」の記号番号を、左詰めで記入します。

● 郵便局窓口での受け取り希望

受け取りに行かれる郵便局名のみを記入します。

step.6 ▶住民税、▶事業税に関する事項(申告書第二表)を記入する

所得税の確定申告書を提出した方は、確定申告書の2枚目が住民税用等になっていますので、改めて住民税や事業税の申告書を提出する必要はありません。ただし、次の事項については、所得税と住民税や事業税とでは取扱いが異なるため、「住民税・事業税に関する事項」欄に該当事項を記入します。

住民税の税額は、所得税の申告書に記載された所得の金額その他の事項をもとに、市区町村が税額を計算して、それぞれ納税者に通知することになっています。なお、所得税の確定申告書の提出義務のない方については、原則として住民税の申告書を提出する必要があります。詳しくは、お住まいの市区町村におたずねください。

給与所得以外の住民税の徴収方法の選択

給与所得以外の所得に対する住民税の徴収方法について、希望する方法を選択し、チェックします。

※ 給与所得に対する住民税については、「給与から差引き(特別徴収)」されます。

別居の控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者の氏名・住所

控除対象配偶者・扶養親族・事業専従者のうち、別居している人の氏名と住所を記入します。

所得税で控除対象配偶者などとした専従者

所得税で青色事業専従者とししないで配偶者控除や扶養控除の対象とした人を、住民税や事業税では青色事業専従者とすることができます(青色事業専従者の要件は、所得税の場合と同様)。これに該当する専従者がある場合には、その人の氏名と給与の額を記入します。

▶住民税

配当に関する住民税の特例

概要

住民税は、所得税において確定申告をしないことを選択した非上場株式の少額配当等(→p.11)についても、他の所得と総合して課税されます。

計算欄

配当所得の金額	(第一表⑤欄の金額)	円	A
確定申告しないことを選択した非上場株式の少額配当等		円	B
配当に関する住民税の特例	A + B	円	C

申告書の書き方

第二表 計算欄Cの金額を「配当に関する住民税の特例」欄に転記します。

非居住者の特例

平成18年中に非居住者期間があった方は、その期間中に生じた国内源泉所得について住民税が課税されていません。当該国内源泉所得のうち所得税で源泉分離課税の対象となった金額を記入します。

配当割額控除額

平成18年中に道府県民税配当割額(3%の税率)が特別徴収されたいわゆる特定配当等の額について、①所得税で確定申告をしないで源泉徴収で済ませた場合には、住民税についても特別徴収で済ませることとなり、②所得税で確定申告をして、配当控除や源泉徴収税額の控除や還付を受ける場合には、住民税についても、配当控除や特別徴収税額の控除や還付を受けることとなります。所得税で確定申告をした場合は、道府県民税配当割額を記入します。

※ ①の場合、配偶者控除、扶養控除などの判定上の合計所得金額は、特定配当等に係る配当所得は含めません。
 ※ ②の場合、市区町村が税額を計算した結果、特別徴収税額の還付を受ける場合は、その旨と還付を受けるための手続を市区町村が納税者に通知することになっています。

株式等譲渡所得割額控除額

平成18年中に道府県民税株式等譲渡所得割(3%の税率)が特別徴収されたいわゆる特定株式等譲渡所得金額について、①所得税で確定申告をしないで源泉徴収で済ませた場合には、住民税についても特別徴収で済ませることとなり、②所得税で確定申告をして源泉徴収税額の控除や還付を受ける場合には、住民税についても特別徴収税額の控除や還付を受けることとなります。所得税で確定申告をした場合は、道府県民税株式等譲渡所得割額をに記入します。

※ ①の場合、配偶者控除、扶養控除などの判定上の合計所得金額は、特定株式等譲渡所得金額に係る譲渡所得は含めません。
 ※ ②の場合、市区町村が税額を計算した結果、特別徴収税額の還付を受ける場合には、その旨と還付を受けるための手続等を市区町村が納税者に通知することになっています。

▶ 事業税

非課税所得など

事業税には、課税されるものと非課税のものがあります。また、事業の種類により税率等が異なります。次の①及び②に該当する場合は、該当する番号とその所得金額を記入します。

① 複数の事業を兼業している方で、そのうち次に示す事業より生ずる所得がある場合

1. 畜産業から生ずる所得(農業に付随して行うものを除く)
2. 水産業から生ずる所得(小規模な水産動植物の採捕の事業を除く)
3. 薪炭製造業から生ずる所得
4. 助産師業から生ずる所得
5. あんま、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復、その他の医業に類する事業から生ずる所得(両眼の視力を喪失した人、その他両眼の視力が0.06以下の人が行うものを除く)
6. 装蹄師業から生ずる所得

② 次に示す非課税所得がある場合

7. 林業から生ずる所得
8. 鉱物掘採(事)業から生ずる所得
9. 社会保険診療報酬等に係る所得
10. 外国での事業に係る所得(外国に有する事務所等で生じた所得)
11. 地方税法第72条の2に定める個人が行う事業に該当しないものから生ずる所得

◆ 地方税法第72条の2に定められている事業

- | | | | | | | | | |
|----------|----------|--------|----------|---------|-----------|----------|-----------|----------|
| • 物品販売業 | • 運送業 | • 写真業 | • 両替業 | • 案内業 | • あんま、マッ | • 司法書士業 | • コンサルタ | • 歯科衛生士業 |
| • 保険業 | • 運送取扱業 | • 席貸業 | • 公衆浴場業 | • 冠婚葬祭業 | • サージ、指圧、 | • 行政書士業 | ント業 | • 歯科技工士業 |
| • 金銭貸付業 | • 船舶ていけい | • 旅館業 | • 演劇興行業 | • 畜産業 | • はり、きゅう、 | • 公証人業 | • 設計監督者業 | • 測量士業 |
| • 物品貸付業 | • 場業 | • 料理店業 | • 遊技場業 | • 水産業 | • 柔道整復その | • 弁理士業 | • 不動産鑑定業 | • 土地家屋調 |
| • 不動産貸付業 | • 倉庫業 | • 飲食店業 | • 遊覧所業 | • 薪炭製造業 | • 他の医業に類 | • 税理士業 | • デザイン業 | 査士業 |
| • 製造業 | • 駐車場業 | • 周旋業 | • 商品取引業 | • 医業 | する事業 | • 公認会計士業 | • 諸芸師匠業 | • 海事代理士業 |
| • 電気供給業 | • 請負業 | • 代理業 | • 不動産売買業 | • 歯科医業 | • 獣医業 | • 計理士業 | • 理容業 | • 印刷製版業 |
| • 土石採取業 | • 印刷業 | • 仲立業 | • 広告業 | • 薬剤師業 | • 装蹄師業 | • 社会保険労 | • 美容業 | |
| • 電気通信事業 | • 出版業 | • 問屋業 | • 興信所業 | • 助産師業 | • 弁護士業 | 務士業 | • クリーニング業 | |

損益通算の特例適用前の不動産所得

事業税では、不動産所得の赤字の金額のうち土地等を取得するために要した負債の利子の部分についても、損益通算の対象となります。これに該当する負債の利子を記入します。

不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額

事業税では、青色申告特別控除は認められません。これに該当する青色申告特別控除額を記入します。

事業用資産の譲渡損失など

次の①又は②に該当する損失の金額を記入します。

- ① 事業税が課税される事業に使っていた事業用資産(機械装置や車両運搬具など。土地、構築物、建物、無形固定資産を除く)を、その事業に使わなくなってから1年以内に譲渡した場合の譲渡損失については、損失の生じた年(青色申告書を提出することが認められている場合に限る)の翌年以後連続して申告をする場合に限り、その損失の額を翌年以後3年間に繰り越して控除できます。
- ② 事業税が課税される事業の所得が赤字で、そのうち災害により生じた資産の損失(棚卸資産や事業用資産等)(事業税では、損失の生じた年以後連続して申告をする場合に限り、その損失等の額を翌年以後3年間に繰り越して控除できます。)

前年中の開(廃)業

平成18年の途中で開業又は廃業した場合は、記入欄の「開始・廃止」の該当する文字を○で囲み、その月日を記入します。

他都道府県の事務所等

事業税は事務所等が所在する都道府県により課税されます。複数の都道府県に事務所等がある場合は、所得金額をその事務所等の従業者数に応じて、分けて課税されます。

他の都道府県に事務所又は事業所がある場合は、「他都道府県の事務所等」欄のにチェック(✓)を書き入れます。

お分りにならない点がございましたら、各県税事務所等におたずねください。

なお、各県税事務所等からも事業税の課税に関して必要な事項(複数の都道府県の実務所がある場合の所在地・各月の末日現在の従業者数など)をお尋ねすることもあります。

5. 添付・提示する書類

申告書を提出する前に、これらの書類が揃っているか確認しましょう。



申告書を提出するときに、以下の書類を添付するかまたは提示しなければなりません。

項目等	添付又は提示すべき書類等とその区分	添付又は提示	
「収入金額」で、右の項目を記入した方	事業・営業等 ア	青色申告者 青色申告決算書 白色申告者 収支内訳書	申告書と一緒に提出する
	事業・農業 イ		
	不動産 ウ		
	給与 カ	給与所得の源泉徴収票(原本)	
雑・公的年金等 キ	公的年金等の源泉徴収票(原本)		
退職所得以外の所得の合計額が、2,000万円を超える方	財産及び債務の明細書	申告書と一緒に提出する	
「所得から差し引かれる金額」で、右の項目を記入した方	雑損控除 10	災害等に関連してやむを得ない支出をした金額についての領収書	第二表の裏面に貼るまたは提出の際に提示する
	医療費控除 11	医師などの領収書等(※1) 医療費の明細書(※2)	
	社会保険料控除 12	国民年金保険料及び国民年金基金の掛金について社会保険料控除を受ける場合には、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」等(※3)	
	小規模企業共済等掛金控除 13	支払った掛金額の証明書(※3)	
	生命保険料控除 14	支払額などの証明書(※3)	
	損害保険料控除 15	支払額などの証明書(※3)	
	寄付金控除 16	寄付した団体などから交付を受けた寄付金の受領証 ○ 特定の公益法人や学校法人への寄付の場合、その法人などが的確であることなどの証明書又は認定書の写し ○ 一定の特定公益信託の信託財産とするための支出の場合、その信託が適格であることなどの証明書又は認定書の写し ○ 政治献金の場合、選挙管理委員会等の確認印のある「寄付金(税額)控除のための書類」(※4)	
勤労学生控除 19	学校や法人から交付を受けた証明書(※3)		
「税金の計算」で、右の項目を記入した方	「 」 29	適用を受ける控除の計算に関する明細書	申告書と一緒に提出する
	住宅借入金等特別控除 30	「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を参照	
	政党等寄付金特別控除 31	「政党等寄付金特別控除額の計算明細書」 選挙管理委員会等の確認印のある「寄付金(税額)控除のための書類」(※4)	第二表の裏面に貼る
	住宅耐震改修特別控除 32	「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」 地方公共団体の長が発行する「住宅耐震改修証明書」 住民票の写し	申告書と一緒に提出する
	外国税額控除 35	「外国税額控除に関する明細書」 外国所得税を課税されたことを証明する書類	

- ※1 健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」は「領収書等」に該当しません。
 - ※2 提出された医療費の領収書等の税務署での保存期間は1年です。
後日医療費の領収書等が必要となる方は、申告書に添付せずに、申告書を提出する際に提示(申告書を送付などにより提出される場合には、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び返信用封筒を同封)してください。
 - ※3 給与所得者が、年末調整で控除を受けている場合は不要です。
なお、生命保険料控除に係る証明で「一般の保険料」については、1契約9,000円以下の場合は不要です。
 - ※4 確定申告書を提出するときまでに「寄付金(税額)控除のための書類」が間に合わない場合は、この書類を添付せずに確定申告し、後日、この書類が交付されましたら速やかに税務署に提出してください。
- ◆ このほか、p.5に記載している確定申告書付表や税額計算書などを使用した方は、計算書なども申告書と一緒に提出してください。

6. 振替納税の新規(変更)申込み

消費税及び地方消費税、申告所得税の振替納税を新規に利用される方、又は依頼内容を変更される方は、このページを手引きから切り離し、下の「納付書送付依頼書・預貯金口座振替依頼書」に必要事項を記入し、預貯金通帳に使用している印鑑を押して確定申告書と一緒に税務署に提出するか、金融機関へ提出してください。

1. 振替納税は全国の銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農協、漁協及び郵便局でご利用になれます。
2. 銀行等の場合には普通預金、当座預金、納税準備預金等が、また、郵便局の場合には通常貯金をご利用になれます。
3. 定期預金及び貯蓄預金等ではご利用になれません。
4. 提出の際には申告書に貼らないでください。
5. 転居等により申告書の提出先の税務署が変わった場合には、新たに振替納税の手続きが必要となります。

(金融機関経由印)

納付書送付依頼書

〈提出先の税務署名を書いてください。〉

税務署長あて

氏名

印

私が納付する

- ・申告所得税 (1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分)
- ・消費税及地方消費税 (中間申告分、確定申告分(期限内申告分))

について、

ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合訂正印は不要です。

平成 年 月 日 以降納期が到来するものを、口座振替により納付したいので納付税額等必要な事項を記載した納付書は、指定した金融機関宛に送付してください。

※税務署整理欄

(整理番号)

(金融機関番号)

(振替区分)

(入力日付)

(送付日付)

預貯金口座振替依頼書

〈この依頼書の提出年月日を書きます。〉

金融機関名

平成 年 月 日

銀行・信用金庫
労働金庫・信用組合
漁協・農協
日本郵政公社

本店・支店
本所・支所
出張所 御中

あなたの住所 (〒 -) 電話 ()

(申告納税地)

氏名 (フリガナ)

(金融機関お届け印)

銀行等	預金の種類	1 普通	2 当座	3 納税準備
	口座番号			
郵便局	記号番号 (新総合通帳)	1		0

金融機関
使用欄

税務署から私名義の納付書が貴店(組合)又は郵便局に送付されたときは、私名義の上記の預貯金から次のとおり口座振替により納付することとしたいので、下記約定を承認の上依頼します。

1 対象税目

- ・申告所得税 (1期分、2期分、確定申告分(期限内申告分)、延納分)
- ・消費税及地方消費税 (中間申告分、確定申告分(期限内申告分))

ご利用にならない税目については、二重線で抹消してください。この場合訂正印は不要です。

2 振替納付日

納期の最終日(休日の場合は翌取引日)

ただし、納付の日が納期限後となる場合で、法令の規定によりその納付が納期限においてされたものとみなされるときは、貴店(組合)又は郵便局に納付書が到達した日から2取引日を経過した最初の取引日まで。

約 定 (必ず確認してください)

- 1 預貯金の支払手続については、当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき当座小切手の振り出し又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。
- 2 指定預貯金残高が振替日において、納付書の金額に満たないときは、私に通知することなく納付書を返却されても差し支えありません。
- 3 この口座振替契約は、貴店(組合)又は郵便局が相当の事由により必要と認めた場合には私に通知されることなく解除されても異議はありません。
- 4 この口座振替契約を解除する場合には、私から(納税貯蓄組合長を経由して)指定した金融機関並びに税務署あて文書により連絡します。
- 5 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)又は郵便局の責によるものを除き、貴店(組合)又は郵便局には迷惑をかけません。

提出日以降で、口座振替の利用を開始する日付を書きます。

郵便貯金の場合には日本郵政公社を囲みます。

あなたの住所等の預貯金口座の名義を書きます。

銀行等の場合は、預金の種類を○で囲み口座番号を書きます。

郵便局の場合は、記号及び番号をそれぞれ書きます。

氏名を押書します。

口座振替をご利用にならない税目等については、二重線で抹消します。

口座振替をする金融機関の名称・支店名等を書きます。

あなたの住所と申告書に書いた住所が違えば申告書の住所を書きます。

預貯金口座の届出印を押印し、横す。印影が不鮮明な場合は、横す。印影が不鮮明な場合は、横す。

口座振替をご利用にならない税目等については、二重線で抹消します。

このページは切り離してご利用ください。

